

あ て 先	矯 正 局 長 殿 東京矯正管区長	発 信 人	新潟刑務所長
-------------	-------------------------	-------------	--------

自殺既遂事故速報

1 事故発生日時及び概要

- (1) 令和4年12月11日（日）午前8時32分頃、当所[]において、同階勤務職員看守[]（以下「[]看守」という。）が、同階[]を視察した際、同居室収容中の受刑者[]（以下「事故者」という。）が、[]の白色タオル（長さ約84センチメートル、幅約35センチメートル）の両端を結んで輪状にしたものを洗面台水道蛇口に掛けた上、同輪に首を入れ、両膝立ちの状態で座り込むような形で垂下しているのを同階巡回勤務中の[]看守が発見し、同時刻、直ちに非常ベル通報した。
- (2) 同時33分頃、同所へ急行した看守長[]（以下「[]看守長」という。）らが入室し、事故者の身体を抱え上げて同タオルの一部を切断して同タオルを首から外し、同居室内に仰がさせたが、本人は、[]看守長の呼び掛けに応じず、意識が消失し、自発呼吸が認められなかったことから、事故者に心臓マッサージ等の蘇生措置を講じるとともに事故者の身体にAEDを装着し、作動させたところ、電気ショックが1回作動したものの、その後は、電気ショックの必要はなく、心臓マッサージを継続するようメッセージが流れたため、心臓マッサージを継続した。
- (3) 同時35分、[]看守長の指示により、副看守長[]が救急車を要請し、同時40分、救急車が当所に到着し、同時44分頃、同居室に到着した救急隊員が、当所職員と交代して事故者に対する救命措置を開始した後、同9時11分、[]病院へ向け出発し、同時26分、同病院に到着後、同時41分、胸骨圧迫終了し、[]との所見が示された。
- (4) 同日午前9時57分、同病院において、死亡が確認された（死因：縊死）。
- (5) 本件事案発見前の事故者の直近の動静については、同日（日）午前8時21分（発見の11分前）、朝配置勤務職員（主任看守[]）において、事故者が同室内洗面台前に立っている状態を確認している。事故者は、[]同居室に収容されていた。

2 事故者名等

- (1) 身分 []受刑者
- (2) 氏名 []
- (3) 生年月日 []
- (4) 事件名 []

(5) 刑名・刑期

(6) 刑の起算日

(7) 刑の終了日

(8) 入所度数

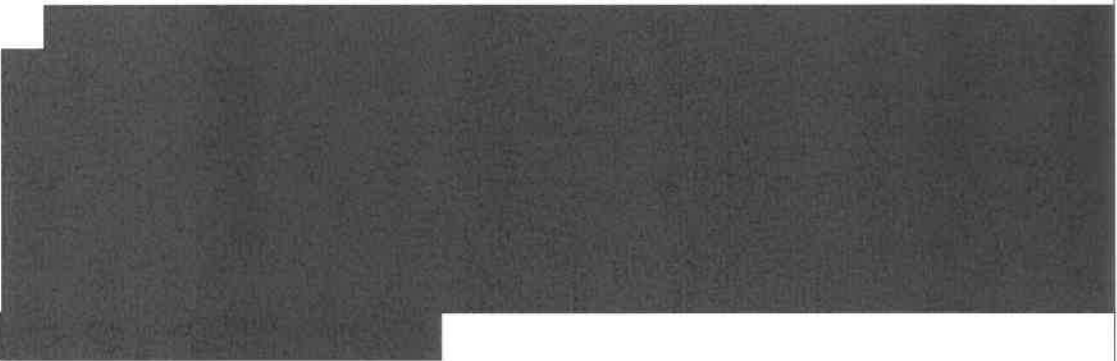
(9) 制限区分・優遇区分

(10) 行状の良否

(11) 住所

(12) 国籍


3 推定事故原因



事故原因（動機等）については、現在調査中であるが、遺書等は発見されていない。

4 事故に対し採った措置



(1) 上記1記載のとおり、非常ベル通報により駆け付けた監督当直者らが事故者の居室を開扉して入室し、事故者の体を持ち上げ、タオルを同蛇口から取り外した後、事故者を横がさせて、心臓マッサージを実施するとともに、救急車の出動を要請し、外部医療機関に救急搬送した。

(2) 令和4年12月11日（日）午前8時53分、当所医務課長により、した。

(3) 同日午前9時14分、新潟県警察江南警察署職員が当所に到着し、同時30分頃から本件事故について概要説明をした。

(4) 同時17分、新潟地方検察庁宛てに事故者が自殺を企て重症の状態にあることを連絡するとともに、同日午前10時2分、事故者が死亡した旨を通報した。

(5) 

(6) 同日午後零時7分から において、司法検視（検察官（検事）：）と併せて、行政検視が実施された後、同検察庁検事から当所長宛てに司法解剖については実施しない旨の連絡があった。

(7) 同1時12分から同時54分までの間、本件事故の概要説明を実施した後、

同検察官等による現場検証が実施され、あらためて同検事から司法解剖は実施しない旨の連絡があった。

5 その他

- (1) 新潟刑務所の収容定員は、事故発生当日において947名であり、収容人員は、571名であった。
- (2) 本年12月13日午前9時現在、報道関係者9社からの問い合わせがあり、おおむね想定問答の範囲内の質問である。